	(2) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。	(1) 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人（注）が提供しなければならない。	(c) 税務サービス（ＣＰＣ八六三）
	(3) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。	注　日本国の法律による税理士法人とは、日本国の法律により「税理士」としての資格を有つ、税理士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。	
	(4) 制限しない。	(1) 制限しない。	
	(2) 制限しない。	(1) 制限しない。	
	(3) 制限しない。	(2) 制限しない。	
	(4) 制限しない。	(3) 制限しない。	
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	
	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	

注　建築物の建築のために必要なサービス（建築後のサービスを除く。）に限る。	(d)、(e) 日本国の法律により「建築士」としての資格又は「建築士」を使用するサービスを提供する者又は「有する建築士」を使用するサービスを提供する者のみが提供することができる建築サービス（ＣＰＣ八六七一二、八六七一三、八六七一四（注）、八六七二一（注）、八六七二二、八六七二三、八六七二五（注）、八六七二七（注））に限る。	(e)、(g) 日本国の法律により「建築士」としての資格又は「建築士」を使用するサービスを提供する者又は「建築士」を有しないサービス提供者が提供することができる建築サービス（ＣＰＣ八六七一一（注）、ＣＰＣ八六七一二（注）、ＣＰＣ八六七一三（注）、ＣＰＣ八六七一四（注））に限る。	(f) エンジニアリング及び総合エンジニアリングのサービス（ＣＰＣ八六七一二（注）、ＣＰＣ八六七一三（注））	(e)、(g)、F(e)、F(m) 土木相談サービス（ＣＰＣ八六七一一（注）、八六七二四（注）、八六七二七（注）、八六七二九（注）、八六七三〇、八六七四二（ＣＰＣ八六七四二（注））、ＣＰＣ八六七四三（注）、ＣＰＣ八六七五一（注）、ＣＰＣ八六七五二（注））	(g) 都市計画及び景観設計サービス（ＣＰＣ八六七四（注））
	注　法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者によって提供される場合には、業務上の拠点が必要である。	注　サービスが日本国の	注　建築サービス及び土木相談サービスを除く。	注　土木のために必要なサービス（建築物のためのエンジニアリングデザイン・サービスを除く。）に限る。	注　建築サービス及び土木相談サービスを除く。	
	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。

	C 研究及び開発のサービス	B 電子計算機サービス及び関連のサービス（航空運送のためのコンピュータ予約システムのサービスを除く。）（ＣＰＣ八四一、八四二、八四三、八四四、八四五、八四九）
	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
	(b) 社会科学及び人文科学の研究及び開発のサービス（ＣＰＣ八五二）	
	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。
	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。